三　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附　則

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百三十一号

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十三年八月八日」を「令和八年八月十二日」に改める。

第四条中「あっては当該」を「あっては、当該」に改め、「、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあっては同号の税率」を削る。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　菅　義偉

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百三十二号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月二十日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十一月二十日とする。

財務大臣　麻生　太郎

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　菅　義偉

海上運送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百三十三号

海上運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の二十五第一項第一号及び第四項第一号並びに第四十五条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「海上運送法（以下「法」という。）」を「法」に改め、本則第二項中「第三十三条」を「法第三十三条」に、「を含む。）」を「並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「規定を」の下に「法」を加え、本則を第四条とし、同条に見出しとして「（職権の委任）」を付し、同条の前に次の三条を加える。

（指定金融機関）

第一条　海上運送法（次条第五号を除き、以下「法」という。）第三十九条の二十五第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　信用金庫及び信用金庫連合会

四　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

五　労働金庫及び労働金庫連合会

六　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

七　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

八　農林中央金庫

九　株式会社商工組合中央金庫

十　株式会社日本政策投資銀行